

○福井県社会福祉施設耐震化等臨時特例基金条例

平成二十一年十月八日

福井県条例第四十二号

改正 平成二四年三月二一日条例第二八号

平成二五年三月二二日条例第二八号

福井県社会福祉施設耐震化等臨時特例基金条例を公布する。

福井県社会福祉施設耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地震または火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の耐震改修およびスプリンクラー設備の設置を支援することにより、社会福祉施設等の安全性の確保を図るため、福井県社会福祉施設耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、社会福祉施設等の安全性の確保を図る事業を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成二十八年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(平二四条例二八・平二五条例二八・一部改正)

附 則 (平成二四年条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。